

飯塚地区計画の概要

(福井市飯塚町の一部 A=約5.1ha 最終変更日:平成19年11月30日)

1. 地区計画の目標

当該地区は、福井市市街地の西のゲートとして、安居、一光、殿下等の各地区や丹生地域との交流の場を形成するとともに、市街地西部地域住民の生活の場としての都市機能を有する地区とするため、周辺の住環境に配慮しながら、商業施設とスポーツ施設等の公共施設を組み合わせ、活力と憩いのある都市空間の形成・保持を図ることを目標とする。

2. 土地利用の方針

低層住宅地に隣接した良好な近隣商業地としての発展を期するため、建築物等の用途の規制、誘導を積極的に推進し、地区計画の目標にふさわしい良好な環境の形成と合理的な土地利用を図る。

3. 建築物等の整備方針

周辺低層住宅の良好な環境と調和した形態、意匠の建築物又は垣若しくは柵等の誘導に務めるとともに緑化を推進し、うるおいのある都市空間の形成を図る。

4. 地区整備計画

用途地域	近隣商業地域(建蔽率:80%、容積率:200%)
建築物等の用途の制限	<p>近隣商業地域における建築物の制限に加え、以下の建築物は建築することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マージャン屋、パチンコ屋、場外車券売場等に類するもの ○倉庫業を営む倉庫 ○準住居地域内に建築してはならない建築物
垣又は柵の構造の制限	<ul style="list-style-type: none"> ○道路境界線から1.0m未満に存する垣又は柵においては、高さ0.9mを超える部分の構造を、鉄柵等の透視可能なものとする。 <p>ただし、生け垣にあっては、この限りでない。</p>

福井都市計画地区計画(飯塚地区計画)の計画図

